

法政大学大学院学生研究補助金規程

規定第177号

一部改正 昭和53年 4月 1日 2011年 4月 1日
2016年 4月 1日 2017年 4月 1日
2019年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院に在籍する学生の学術研究能力の向上を図るため、その研究活動の一助となるよう経費を補助することを目的とする。

(支出の範囲)

第2条 研究補助金の支出範囲は次のとおりとする。

- (1) 雑誌発刊
- (2) 図書購入
- (3) 研究合宿（旅費、宿泊費）
- (4) 研究会の開催（研究発表会会場費、外部講師招聘費）
- (5) 研究に必要な備品及び消耗品
- (6) 学術研究に必要な経費
- (7) 研究科専攻の研究活動に資する経費

2 前項における支出の範囲において、飲食代は、1人当たり2,000円を上限とする。ただし、アルコール類は支出対象としない。

(補助金の運営)

第3条 研究補助金は、各研究科・専攻が責任をもって選出した学生代表に支払うものとする。

(研究計画書)

第4条 学生代表は、定められた補助金予算額に対して、第2条の範囲に従い、その年度の研究計画書及び予算書を作成し、研究科長会議議長に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の提出期限は、その年度の6月末日までとする。

(経費の執行)

第5条 学生代表は、別に定める「法政大学大学院学生研究補助金取扱要領」に従い、適切な経費の執行ができるように努めなければならない。

(決算書の提出)

第6条 学生代表は、毎年3月末迄に当該年度の決算報告書を研究科長会議議長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 支出された研究補助金に残額が生じた場合は、これを大学に戻入しなければならない。

2 交付申請書、計画書、予算書及び決算報告書の様式は、別に定める。

(事務)

第8条 補助金給付に関する事務は、各キャンパスの大学院担当事務局が行う。

付 則

- 1 この規程は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2011年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2017年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2019年4月1日から一部改正し施行する。

